

兵庫県公報

令和8年3月12日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

- 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（規則第2号）

職員の特地勤務手当等に関する条例の一部改正により、異なる事務所等への異動等により住居を移転し、当該異動等の直後に在勤する当該事務所等が特地事務所等又は準特地事務所等に該当する職員（以下「異動等職員」という。）の他、新たに給料表の適用を受ける職員となって特地事務所等又は準特地事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員が特地勤務手当に準ずる手当の支給対象とされたことを踏まえ、異動等職員との均衡上、当該手当を支給する必要があると認められる職員について定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第2号

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年兵庫県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「特地勤務手当に準ずる手当を支給される」を「同条第1項の規定による手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「定年后再任用をされ」を「新たに職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第8条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となって」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「定年后再任用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者であって、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「第1号に掲げる職員に該当することとなるもの」を「新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤する職員であって、指定日前3年以内に当該事務所等に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「定年后再任用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に、「当該採用の日の」を「適用日の」に、「採用の日前」を「適用日前」に、「なる職員」を「なるもの」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「認める職員」を「認めるもの」に改め、同号を同項第5号とし、同条第3項中「前項の職員に支給する」を「条例第4条第2項の規定による」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「場合に」の右に「第1項及び」を加え、「（職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）第3条第3項若しくは第4条第3項又は条例附則第3項（同規則附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地事務所等又は準特地事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 適用日に特地事務所等又は準特地事務所等に異動したものとした場合に第1項及び条例第4条第1項の規定により支給されることとなる期間及び額

第3条第3項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「、定年前再任用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、「場合に」の右に「第1項及び」を加え、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用をされた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、「場合に」の右に「第1項及び」を加え、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に、「当該職員が同号の採用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、「場合に」の右に「第1項及び」を加え、「採用の日以降」を「適用日以降」に改め、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第5項の規定が適用される職員に関する読替え）
- 2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年兵庫県条例第48号）附則第5項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の職員の特地勤務手当等に関する規則第3条第3項の適用については、同項第1号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。

（補則）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。
（職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 4 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項中「改正後の規則」を「職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年兵庫県規則第3号。以下「特地規則」という。）」に改め、「及び」の右に「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第12条に規定する」を加え、同項を附則第2項とする。

附則第4項中「改正後の規則」を「特地規則」に改め、「及び第3号」を削り、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「改正後の規則第3条第2項第4号」を「特地規則第3条第2項第3号」に改め、「同項第1号」の右に「又は第2号」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「改正後の規則第3条第2項第5号」を「特地規則第3条第2項第4号」に改め、同項を附則第5項とし、附則第7項を附則第6項とする。